

公示番号：160691

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ
2（頭首工標準設計マニュアル作成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：頭首工標準設計マニュアル作成
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2016年11月上旬から2017年2月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内0.65M/M、現地2.83M/M、合計3.48M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地活動期間 整理期間
5日 85日 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
[（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)
をご覧ください。
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月12日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	灌漑施設に係る設計・施工監理業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme: 以下、ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2014 年現在で約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

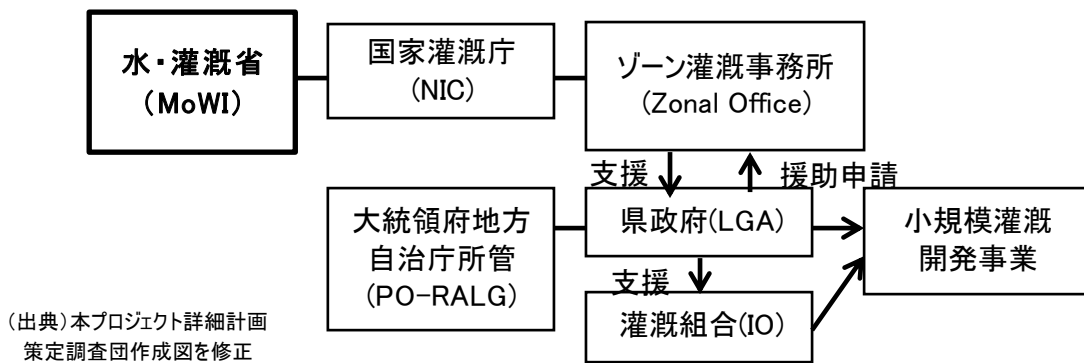
タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金（以下、DIDF）を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進している。しかし、県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICA は、県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans: 以下、DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の各段階（調査計画～維持管理）を包括した作業や手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）を作成した。これを踏まえて、JICA はガイドラインを全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」(以下、前フェーズプロジェクト)) を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。また現在、119 の灌漑スキームにおいて、新規灌漑施設の建設等を行い、農業生産性の向上、貧困削減を目指す円借款事業「小規模灌漑開発事業」(SSIDP) (2013 年 5 月～2017 年 3 月) を進行中であり、同事業で作成されたマニュアル等を本プロジェクトで活用することとしている。

前フェーズプロジェクト終了後、灌漑開発事業はタンザニア政府により継続され、ガイドラインが活用されているが、新灌漑法が制定され、それに伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画が新たに作成されるなど、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制に変化がある。また、灌漑開発業務を担うゾーン灌漑事務所及び県政府の技術者の数や能力が依然として不足していることから、灌漑開発において重要な部分を占める水源施設（頭首工）や水路の設計、リハビリテーション（以下、リハビリ）にかかる簡便な技術マニュアルを整備し、これら工事を効率的に実施するとともにその品質を確保することが課題となっている。

かかる状況を受け、タンザニア政府は、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト) の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所 及び県政府の灌漑技術者の灌漑計画・施工能力及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、ガイドラインに沿った灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の強化を図っている。その過程において、国家灌漑庁(NIC)及びゾーン灌漑事務所の灌漑技術者と JICA 専門家をメンバーとし、計画・施工及び維持管理に係るタスクグループを設置し、これまでに水路標準設計及びリハビリテーションのマニュアルを作成するほか、灌漑モデルデータベースを構築した。

本業務従事者の派遣目的は、灌漑施設状況、設計及び施工上の問題点及び課題等を制度面、技術面の両方から把握し、ゾーン灌漑事務所の設計業務実施のための頭首工標準設計マニュアルを作成することである。

なお、タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。



7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力の仕組みを十分把握の上、当該プロジェクトの長期専門家と密な調整を図り、本プロジェクトの円滑な実施に協力する。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年11月上旬～11月中旬)

- ① 前フェーズプロジェクトに関する各種報告書、ガイドライン、本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書 (2015年1月～2月実施分の調査結果をまとめたもの)の内容を把握する。
- ② 上記①を踏まえて、現地派遣期間に確認すべき情報を検討し、関係機関 (NIC、ゾーン灌漑事務所、県政府、灌漑組合)への質問票 (英文)を作成し、本プロジェクトへ送付する。
- ③ 上記①及び10. (2)の参考資料を踏まえ、タンザニアの状況に適した頭首工標準設計マニュアルの目次案を含む原案 (たたき台)を作成する。
- ④ 上記準備を踏まえワークプラン (英文)を作成し、JICA 農村開発部と打合せを行い、現地派遣期間の調査方針を作成する。

(2) 現地派遣期間 (2016年11月中旬～2017年2月上旬)

- ① プロジェクトがこれまでに収集した現地の自然条件 (土壌、水利条件等)や灌漑技術に係る情報に加え、頭首工標準設計マニュアルの作成に必要な情報がないか確認する。補足情報の収集が必要であれば、長期専門家と協力してそれら情報を収集し、整理する。
- ② 事前に送付された質問票の内容をプロジェクト関係者と検討した後、タンザニア側 (NIC、ゾーン灌漑事務所、県政府、灌漑組合)から以下③で作成するマニュアル (案)の検証候補地区として提案される灌漑地区 (3地区程度を想定)の現地調査を行い、調査・設計・施工の面から問題点を把握する。その際、特に河床の移動を考慮した位置選定、洪水解析に係る各種諸元の設定方法等に留意する。
- ③ 上記①～②を踏まえて、地形・土質条件等から、頭首工の位置設定、洪水流量の計算、取水位置における土質の調査・評価、基礎の設計、構造設計、水理設計、沈砂池・魚道の設計を行うための手法及び施工計画を検討し、現地の状況に即した頭首工標準設計マニュアル (案)を作成する。
- ④ 当国においては、設計を行う際の検討事項等についての取り纏めが適正に行われてこなかったため、後年において、問題等が生じた際の技術的検証が困難な状況にある。特に頭首工等の重要構造物については、設計時点での検討事項を報告書に取り纏め、後年の技術的検証を可能とすることが必要である。そのため、頭首工標準設計マニュアルの作成に併せて、同マニュアルに沿って行われる各種検討過程を適正に報告書に取り纏めるための「設計業務報告書作成ガイドライン」を作成する。その際、「設計業務報告書標準様式 (案)」 (農林水産省構造改善局施工企画調整室)を参考に、タンザニアの灌漑技術レベルに適合した内容となるよう現地プロジェクト関係者と十分に意見交換する。
- ⑤ NICのカウンターパートと調整の上、共同で頭首工検討地区を1地区選定し、③で作成

したマニュアル(案)を活用して同頭首工の基本設計を行い、同マニュアル(案)の内容を検証する。その後、検証の過程で浮上した課題等に基づき同マニュアル(案)の修正を行い成案化する。

- ⑥ 同マニュアル及び④で作成したガイドラインの活用等に関するセミナー/ワークショップを行う。
- ⑦ 上記①から⑥を踏まえて、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に報告・提出を行う。

(3) 帰国後整理期間(2017年2月上旬～2月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン
英文 3 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (2) 現地業務結果報告書
英文 3 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、(2) 現地業務結果報告書及び、(3) 専門家業務完了報告書に作成した頭首工標準設計マニュアルと設計業務報告書作成ガイドラインを添付すること。

また、上記報告書・成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本 を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年11月12日～2017年2月4日を予定していますが、ある程度の調整は可能です。

② 現地での業務体制

2015年8月から本プロジェクトに長期専門家が派遣されています。本業務はこれら長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている関連する専門家のみ記載しています)。現地では、総括/データベースもしくは計画施工長期専門家のカウンターパートとともに活動することを予定しています。

- ・ 総括/データベース(長期派遣専門家)
- ・ 計画施工(長期派遣専門家)

- ・維持管理（長期派遣専門家）
- ・業務調整/研修管理（長期派遣専門家）

また、2014年4月からSSIDPのコンサルタントが業務に従事しています。今回の活動内容は、SSIDPの活動内容と関連するため、同プロジェクト関係者と適宜情報共有・意見交換をすることが求められます。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：NIC内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム (TEL：03-5226-8459) にて配布いたします。

- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・包括的灌漑ガイドライン（前フェーズで取りまとめている灌漑事業開発にかかるガイドライン）
- ・県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書（2015年1月～2月実施分の調査結果をまとめたもの）
- ・円借款事業「小規模灌漑開発事業（SSIDP）」施工監理マニュアル、財務マニュアル、施工段階のレポーティングシステム案
- ・設計業務報告書標準様式(案)(平成3年5月、農林水産省構造改善局施工企画調整室)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、「国別渡航情報一覧」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>）をご参照のうえ、必要書類を速やかに提出できるよう準備をお願いします。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者の予定を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上